

大学院工学研究科 博士後期課程 生産システム工学専攻
における学位論文審査基準

(1)本申し合わせは、大学院設置基準 第 14 条の 2 に定める学位論文に係る評価ならびに修了の認定にあたり、客観性及び厳格性を確保するための基準を定める。ここで定める基準は、博士論文の審査に必要な最低限の基準とし、学位論文の水準向上を図るために努めなければならない。

(2)博士論文の審査にあたっては、学位授与方針(ディプロマポリシー)に基づき、以下の基準により総合的に評価する。

1. 学位申請者が本専攻の工学分野に主体的に取り組んだ研究成果であること
2. 論文の研究課題が、本専攻分野の学問的蓄積を踏まえて明確に示され、学術的あるいは社会的な意義を有すること
3. 論文の新規性又は独創性が明示され、本専攻分野の学問の発展に貢献できる内容を含むこと
4. 文献資料などによる先行研究調査や事実調査が適切であり、研究の位置づけを明示していること
5. 研究の方法が明確かつ具体的に記述されていること
6. 論文の内容において語法、文章表現、及び参考文献等が適切に引用され、博士論文として体裁が整っていること
7. 学位論文審査会を含めた論文審査過程において論文内容の発表と質疑に対する応答が、論理的かつ明解に行われたこと
8. 学術研究が従うべき規範と研究倫理を守っていること

附則

この申し合わせは、平成 30 年度入学者から適用し、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。